

認定変更申請書（兼届出事項変更届）

（申請先）

猪名川町長 あて

令和 年 月 日

【申請・届出にあたっての同意事項】

- ※ 猪名川町が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 16 条（第 30 条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- ※ 猪名川町が、給付認定の審査のために、申請児童の保護者の雇用主などの関係者に照会を行うことがあります。
- ※ この申請書に記載されている事項は、児童福祉法第 24 条第3項に基づく保育所等の利用調整に利用することがあります。
- ※ この申請書に記載されている事項の中で、教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供することがあります。
- ※ 申請内容に虚偽（提出書類の偽造・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。
- ※ 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要がある際には、当該認定を変更します。

以上のことに同意の上、子どものための教育・保育給付（子育てのための施設等利用給付）に係る給付認定の変更について、次のとおり申請（届出）します。

1. 申請者（給付認定保護者）※ 支給認定証に記載されている保護者を記入。

フリガナ		児童との続柄	生年月日	令和 年 月 日
氏 名				
住 所	猪名川町	連絡先		

2. 申請に係る児童

フリガナ			
児童氏名			
生年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
利用施設・事業名	（ ☐ 利用中・ ☐ 申請中・ ☐ 内定）	（ ☐ 利用中・ ☐ 申請中・ ☐ 内定）	（ ☐ 利用中・ ☐ 申請中・ ☐ 内定）

3. 変更（希望）内容 ※ 裏面の【記入・提出上の注意】をご確認ください。

変更（希望）年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

変更事項	旧	新（変更内容）
☐ 給付認定保護者の変更	子どものための教育・保育給付（子育てのための施設等利用給付）に係る給付認定について、給付認定保護者を以下の通り変更することに同意します。	
	変更前保護者（署名）	変更後保護者（署名）
	（保育所を利用の場合）保育料引落し口座 （施設等利用給付の場合）償還払い口座	口座変更の有無 ☐ 有 ・ ☐ 無
☐ 認定区分/保育必要量の変更	教育・保育給付	施設等利用給付
	☐ 1号 ☐ 2号（ ☐ 標準 ☐ 短） ☐ 3号（ ☐ 標準 ☐ 短）	☐ 新1号 ☐ 新2号
☐ 保育を必要とする事由の変更 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	教育・保育給付	施設等利用給付
	☐ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 介護 ☐ 通学 ☐ 求職中 ☐ 災害の復旧 ☐ 出産 ☐ 育休	☐ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 介護 ☐ 通学 ☐ 求職中 ☐ 災害の復旧 ☐ 出産 ☐ 育休
☐ 勤務先の変更 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）	勤務先名： 勤務先住所：	勤務先名： 勤務先住所：
☐ 利用者負担額（副食費の免除）	現在の階層区分	変更理由
☐ その他の変更 ☐ 住所・連絡先 ☐ 世帯構成 ☐ 児童名 ☐		

【記入・提出上の注意】

提出していただいた申請書（届）の内容について、確認のご連絡や必要書類の提出をお願いすることがありますので、日中に連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

《認定区分の変更について》

保育の必要性「あり」への変更については、保育を必要とする事由の添付書類等が必要となります。

認定区分	認定の種類	保育の必要性
1号認定（教育認定）	子どものための教育・保育給付認定	なし
2号認定（保育認定 標準・短時間）※1	子どものための教育・保育給付認定	あり
3号認定（保育認定 標準・短時間）※1	子どものための教育・保育給付認定	あり
新1号認定（教育時間）	子育てのための施設等利用給付認定	なし
新2号認定（教育＋預かり保育事業等）※2	子育てのための施設等利用給付認定	あり

※1 2号・3号認定の 標準時間 ⇄ 短時間 の変更についても就労証明書等の提出が必要です。

※2 認定こども園・幼稚園を1号認定で利用しており、預かり保育事業等を利用するために新2号認定を希望する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び必要書類の提出により、新たに認定申請をする必要があります。

《添付書類等について》

変更内容		添付書類等
給付認定保護者（償還払い口座の変更）		新たな給付認定保護者の名義の銀行口座のわかるもの（通帳・カードの口座名義・番号の記載があるものの写し）
認定区分/保育の必要量		保育の必要性ありの場合は、下記保育を必要とする事由
保育を必要とする事由	①就労	就労証明書（変則勤務の場合は変則勤務の申立書（証明書）も添付）
	就労（自営業）	就労証明書、事業調査書と事業内容がわかる書類（営業許可証、開業届等）
	②妊娠、出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し）
	③保護者の疾病・障がい	㊦診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ①手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
	④親族の看護・介護	㊦看護、介護されている方の診断書 ①手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㊦介護保険被保険者証の写し ①療養施設・児童発達支援施設の在籍証明書（川西さくら園など）
	⑤災害復旧	申立書、り災したことがわかる書類（り災証明書）
	⑥求職活動	求職活動状況申立書と求職活動の実施が分かる書類等（ハローワーク等） ※3か月以内に就労証明書が提出できない場合は、認定が継続されない場合があります
	⑦就学、職業訓練	申立書、在学証明書・受講証明書等
	⑧虐待やDVの恐れがあること	申立書、相談に関する証明書の写し等
	⑨育児休業	育児休業にかかる保育の実施継続届出書、育児休業取得証明書 ※育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
	⑩その他	申立書、町が必要と認める書類 ※上記と同様な状態であると町が認める場合

※町使用欄

変更事項	旧（変更前）			新（変更後）				
認定区分								
保育料階層		全・半・無	円		全・半・無		円	
備考欄	確認欄	認定	算定	通知			収納	
				保護者		施設		